

我が国のGX政策の進捗について

2025年7月28日

経済産業省

GXグループGX推進企画室

これまでのGXの進捗状況

- エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素の3つの同時実現を目指し、2022年夏以降GXの議論を加速。「分野別投資戦略」では、今後10年程度のGXの方針を提示。これに基づく投資促進策の具体化や、GXリーグの稼働など、**「成長志向型カーボンプライシング構想」が進み、企業のGX投資の検討・実行が着実に進展**。（2050年CN実現に不可欠な革新技術の社会実装を進めるGI基金プロジェクトでも一定の進捗。）
- 国際情勢の変化や電力需要増加の見通し等、事業環境の不確実性が高まる中、**出来る限り予見性を高め、日本の成長に不可欠な国内投資を後押しするため、より長期的視点に立ったGX2040ビジョンを示した。**

成長志向型CP	23年2月 GX基本方針 閣議決定 ↓ 23年5月 GX推進法成立 ↓ 23年7月 GX推進戦略 閣議決定 ↓ 25年2月 GX2040ビジョン 閣議決定 ↓ 25年5月 改正GX推進法 成立	◆ 排出量取引制度を26年度より本格稼働 ・GXリーグにおいて23年度より排出量取引制度を試行的に実施 ・26年度からの本格稼働に向け、必要な制度整備を盛り込んだGX推進法改正案を閣議決定（25年2月） ◆ GX経済移行債の発行（24年2月～） ・世界初の国によるトランジション・ボンドとして発行(国内外の金融機関から投資表明)
先行投資支援		◆ 『分野別投資戦略』（23年12月とりまとめ、24年12月改定） ・GX投資促進策の実行 ・「産業」「暮らし」「エネルギー」各分野での投資加速に向け、16分野で方向性と規制・制度の見通し、GX経済移行債を活用した投資促進策を提示（国の長期・複数年度コミットメントによる補助金、生産・販売量に応じた税額控除等）
新たな金融手法		◆ GX推進機構業務開始（2024年7月） ・新たな金融手法の実践（GX投資への債務保証等）
国際戦略		◆ 多様な道筋（G7）や、トランジション・ファイナンスへの認識拡大 ◆ AZEC首脳会合開催（第1回23年12月、第2回2024年10月） ・11のパートナー国が参加



（出所）外務省HP

1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2. GX産業構造

- ①革新技術をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。

- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わずに一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

GX投資支援策の主な実行状況

革新技术 開発	既に 3兆円 規模を措置	・脱炭素効果の高い革新的技術開発を支援する「グリーンイノベーション基金」による代表例： ①次世代太陽電池（ペロブスカイト）について開発を進め、25年から市場投入 ②水素還元製鉄について実証機導入は26年から開始 ③アンモニア専焼に成功し、マレーシアで26年から商用化（MOU締結）等 ※アンモニア船のR&D支援（加えて、ゼロエミッション船等への生産設備支援）あり ・革新的GX技術創出事業(GteX)により大学等における基盤研究と人材育成を支援 ・電力消費を抜本的に削減させる半導体技術（光電融合）の開発支援 等
多排出産業 の構造転換	10年間で 1.3兆円～	・「革新電炉」等への製鉄プロセスの転換、ケミカルリサイクル・バイオリファイナリー・CCUS等
くらしGX	3年間で 2兆円～	・家庭の断熱窓への改修（住宅の熱の出入りの7割を占める窓の断熱性を強化） ・高効率給湯器（ヒートポンプ等）の導入 ・電動車/蓄電池の導入支援 等
水素等	15年間で 3兆円～	・水素等の価格差に着目した支援策 等
次世代再エネ	10年間で 1兆円～	年間数兆円規模の再エネ導入支援策（FIT/FIP制度）等に加え、 ・ペロブスカイト、浮体式洋上風力、水電解装置等のサプライチェーン構築支援と、ペロブスカイトの導入支援の検討（GI基金に加え、10年間で1兆円規模を措置）
中小企業・ スタートアップ等	3～5年間で 1兆円～	・中小企業等の省エネ支援（3年間で7,000億円規模を措置） ・GXスタートアップ支援（5年間で2,000億円規模を措置） 等
税制措置		・グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF、EV等の生産・販売量に応じた税額控除を新たに創設

「GI基金（グリーンイノベーション基金）」の進捗

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2兆円の基金（現在約2.8兆円）を造成し、官民で野心的かつ具体的目標を共有した上で、経営の最重要課題として取り組む企業に対して最長10年間、革新的技術開発を中心に、社会実装までを視野に支援。
- これまでに20プロジェクトを組成し、2兆円を超える支援先が決定。① CO₂の排出量を大幅に削減する水素還元製鉄、②日本発の次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池、③水素を大量に輸送する液化水素運搬船、④アジア等の脱炭素に大きく貢献するアンモニア専焼、⑤次世代の全固体電池等の分野で、世界トップレベルの技術開発が進展。その成果に対して、具体的なニーズも顕在化し始めている状況。
- 「技術で勝って、ビジネスでも勝つ」ため、開発した技術の社会実装に向けて、GX政策全体の中で、規制改革、標準化、国際連携、さらには導入支援等の政策も総合的に講じながら取組を推進。

水素還元高炉

【産業競争力上の意義と日本の強み】

- ・ 2050年には“グリーンスチール”市場が世界の半分を占めることが想定され、“グリーン”でなければ市場に参入できない可能性。
- ・ 我が国鉄鋼業は世界でも最高水準の高品位鋼（超ハイテン材、電磁鋼板等）を供給しているが、技術的に未確立である高炉による水素還元製鉄プロセスを実現し、世界市場を獲得する必要がある。

【GI基金での取組と目標】

- ・ 既存高炉（5,000m³規模）で、これまでの技術開発成果を活用した実証を実施し、2030年にCO₂削減率30%以上の達成を目指す。
- ・ 2024年12月、試験高炉（12m³）において高温水素の直接吹き込みにより、CO₂削減率43%を達成。
- ・ 本取組の成果も活用し、業界全体で、早期に1,000万トン超のグリーンスチールの供給を目指す。



出所：日本製鉄提供

ペロブスカイト太陽電池

【産業競争力上の意義と日本の強み】

- ・ 耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等にも設置可能なペロブスカイト太陽電池は、太陽光発電の適地の制約を克服できる可能性がある。また、他の種類の太陽電池と組み合わせることにより、更なる変換効率の向上も見込まれている。
- ・ 我が国は技術水準においてトップ集団に位置しているが、海外でも研究開発や量産への投資が急速に進展しており、競争に勝ち抜く必要がある。

【GI基金での取組と目標】

- ・ 30cm幅のロール・ツー・ロール製造プロセスを構築し、耐久性10年相当、発電効率15%を達成。
- ・ 1m幅での量産技術確立及び変換効率・耐久性の向上を目指す。
- ・ 併せて、GX経済移行債による製造設備支援も活用し、2030年を待たずに早期にGW級の量産体制の構築を目指す。



出所：積水化学工業 HPより

中小企業のGX推進に向けた施策パッケージ

中小企業

1. GXのメリットや取組方法、排出量等が分からない



2. 具体的な取組の進め方が分からない、計画が立てられない



3. GXに取り組みたいが、資金が不足

相談窓口の設置
排出量等の算定

地域等での支援体制の強化
排出削減計画等の策定をサポート

資金面での支援強化

1 中小機構による支援

- ・全国10カ所の地域本部に相談窓口設置し、何をしたらよいか分からない企業に対する助言やSBTやRE100の認証取得等の具体的な内容に至るまで幅広い相談に対応。
- ・脱炭素に取り組む必要性や取組方について学ぶ無料の動画を公開

2 エネルギー消費量・排出量算定支援

- ◆ **省エネ診断**
【令和6年度補正予算額：34億円】
- ・省エネの専門家が中小企業を訪問しアドバイスを実施。新たな類型として、エネルギー使用状況の見える化、分析、省エネ提案を行う「IT診断」を措置。
- ◆ **省エネ補助金**（IV型：エネルギー需要最適化型）【金額は⑥内の省エネ補助金の内数】
- ・エネルギー使用状況の見える化・最適化を行うエネマネシステムの導入を支援。

3 地域支援機関等の取組を後押し

- ◆ **事業環境変化対応型支援事業**
（うちGX支援体制構築実証事業）
【令和6年度補正予算額：112億円の内数】
- ・商工会議所を含む地域の支援機関や地域金融機関等による中小企業のGXの取組をサポートする人材を育成するとともに、こうした支援機関等のネットワーク体制の構築を後押し。

4 中小機構による支援

- ・専門家を派遣し、GHG排出量の現状把握、現状を踏まえた排出削減計画の策定などの伴走支援

5 大企業等による中小GX推進を支援

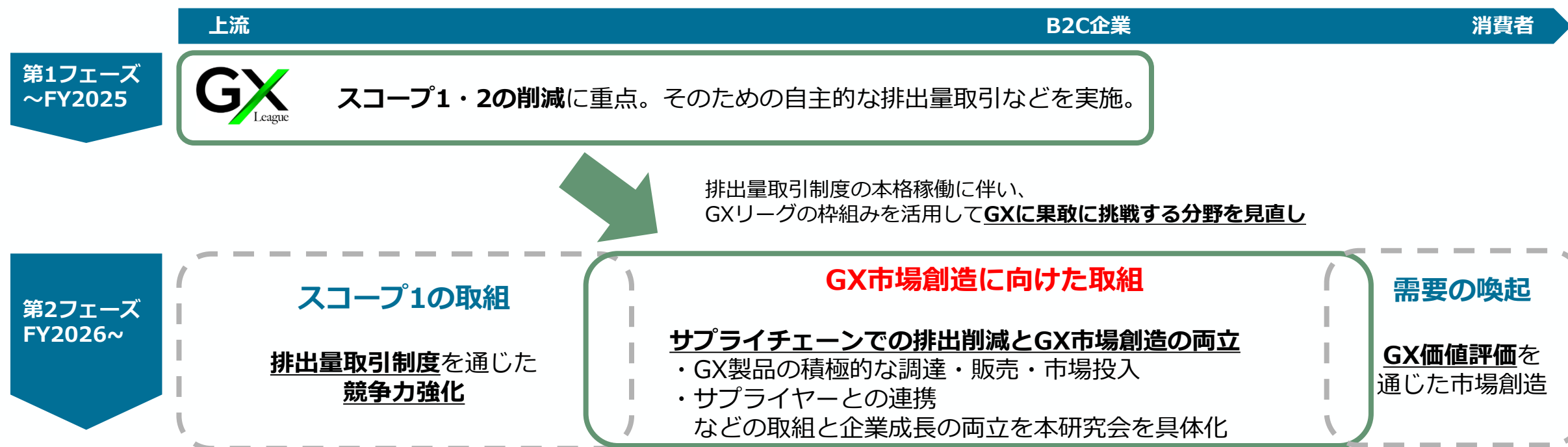
- ◆ **GXリーグ**
- ・参画企業にサプライチェーンでの排出削減を求めつつ、あわせて中小GXを促進する取組も検討。

6 設備投資等の支援

- ◆ **省エネ補助金** 【国庫債務負担行為含め2,375億円（令和6年度補正予算額：600億円）】
- ・省エネ設備への更新を企業の複数年の投資計画に対応する形で支援。中小企業の大規模な省エネ投資を後押しする新類型を創設。
- ◆ **ものづくり補助金／新事業進出補助金**
【令和6年度補正予算額：3,400億円の内数／既存基金を活用：1,500億円】
- ・GXに資する革新的な製品・サービスの開発や新事業への挑戦を通じた中小企業の新市場・高付加価値事業への進出を支援
- CN投資促進税制、日本政策金融公庫によるGX関連融資、低炭素リース信用保険制度も継続

GXリーグについて

- カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、ビジネスで勝てる企業群がGXを牽引する枠組みであるGXリーグを、今後サプライチェーンでの排出削減を通じてGX市場創造に取り組む企業が持続的な成長を実現できる枠組みに見直し、こうした取組を行う企業をGXを牽引する企業として位置付けていく。
- このため、市場創造に効果的な取組（GX製品サービスの積極調達・販売等）と方向性を具体化する。
- 足元のBtoC企業の状況等も踏まえて検討し、現実的かつ効果的な取組を促進。足元から取り組む企業を後押しする。

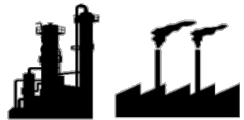


特区制度等を活用した地方創生2.0の柱としてのGX産業立地

第66回国家戦略特別区域
諮問会議 資料5を一部修正
(令和7年6月10日)

- 我が国の今後の経済成長や社会機能の維持・向上の鍵となる「地方創生2.0」の実現に向けて、GX・DXを通じた地方経済の活性化は5つの基本構想の柱の一つ。
- この構想の具体化を図るべく、コンビナート再生型の産業集積拠点形成や、データセンター含む電力多消費企業が立地しやすい脱炭素型の新規産業団地整備を国家戦略として進めるため、自治体と連携しつつ、集中的かつスピード感を持って規制・制度改革を進めるため国家戦略特区制度等と連携して取組を進める。

① コンビナート再生型の産業集積



- ・ インフラが整うコンビナートにおいて、内需縮小等により空きスペースが拡大
- ・ 国内外のスタートアップのスケールアップ拠点として活用

→新技術の社会実装のための拠点形成

② 脱炭素電力を活用した新規産業集積



- ・ GX産業の付加価値向上のカギとなる脱炭素電力へアクセスしやすい地域の創出
- ・ データセンターや、AI・ロボティクスを活用した最先端産業の立地促進

→脱炭素型の産業団地の整備



GX産業立地に係る 特区制度等の活用

GX2040ビジョンでも示した
支援と規制一体型の取組

GX経済移行債
による予算措置



必要な規制・
制度改革

→企業の立地誘導による「地方創生2.0」
に貢献しうる産業集積の形成



G Xに向けた取組を加速する地域を応援
する枠組みの創設

G X 推進機構について

- GX推進法に基づき、株式会社形態ではない**認可法人**として、**産金学官が連携して、設立**。
- **2024年7月**にG X 推進機構が出資・債務保証の**金融支援業務を開始して以降**、民間企業・金融機関から**水素製造・供給プロジェクトや送電網の整備、G X テック・スタートアップ**に係る案件など**75件程度の相談が寄せられており**、現在、民間企業と金融機関との検討のサポートを行うなど、案件の組成や具体化に向けた支援活動を実施中。
- **2024年11月**には、G X 推進機構が**金融支援業務の対象とする技術に関して研究開発等の観点から助言を得るため**、G X 分野を含めた**研究開発・社会実装を進める産総研グループ**（国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）・株式会社AIST Solutions）と**連携協定を締結した**。

金融支援業務の対象分野イメージ

①G X エネルギー分野（非化石エネルギーインフラ）

水素・アンモニアサプライチェーン、再エネ関連
非化石発電発電、蓄電・送電設備、CCS 等

②G X プロセス分野（使用段階での脱炭素化）

＜脱炭素製造プロセス＞

脱炭素化した素材を生み出すための生産設備
（水素還元製鉄、人工光合成による化学品）等

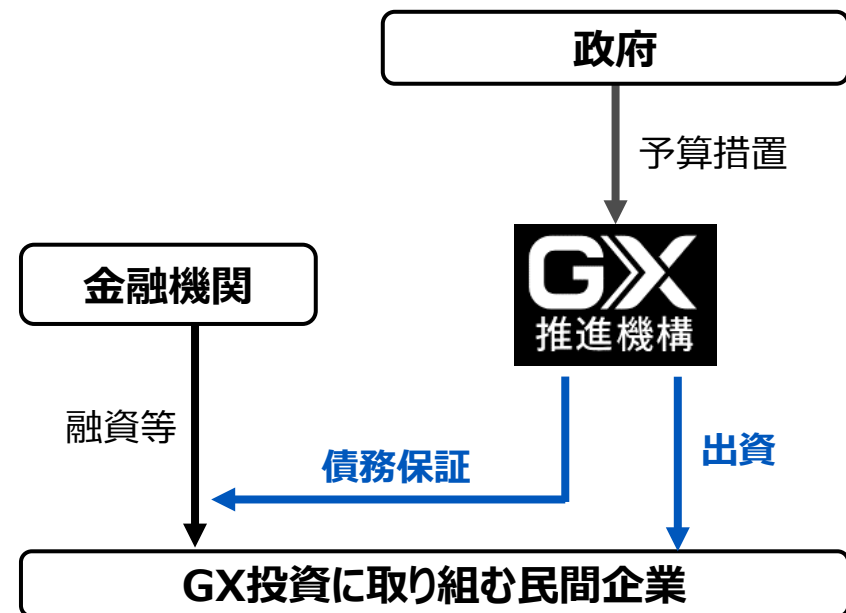
＜低炭素製造プロセス＞

個社の省エネ、自家発電の燃料転換、コンビナート内や
複数社による生産設備の共同化・統廃合、事業再編 等

③G X プロダクト分野（使用段階での脱炭素化）

脱炭素状態にある製品（電動車、CO2吸収コンクリ、
ケミカルリサイクル等）の生産設備等

金融支援業務のイメージ



脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（１）排出量取引制度の法定化、（２）資源循環強化のための制度の新設、（３）化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化、（４）GX分野への財政支援の整備を行う。

（１）排出量取引制度（GX推進法）

- ① 一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ
 - ・ 二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。
- ② 排出枠の無償割当て（全量無償割当）
 - ・ トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、業種特性も考慮した政府指針に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新增設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。
 - ・ 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ 排出枠取引市場
 - ・ 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が排出枠取引市場を運営。
 - ・ 金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も一定の基準を満たせば取引市場への参加を可能とする。
- ④ 価格安定化措置
 - ・ 事業者の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格を設定。
 - ・ 価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。
 - ・ 価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等で対応。
- ⑤ 移行計画の策定
 - ・ 対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。

（２）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① 再生資源の利用義務化
 - ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。
 - ・ GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② 環境配慮設計の促進
 - ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
 - ・ 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。
- ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進
 - ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。
- ④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進
 - ・ シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

（３）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- ・ 2028年度より開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使
用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。

（４）財政支援（GX推進法）

- ・ 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額
控除に伴う一般会計の減収補填をする。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

我が国における排出量取引制度の段階的な発展

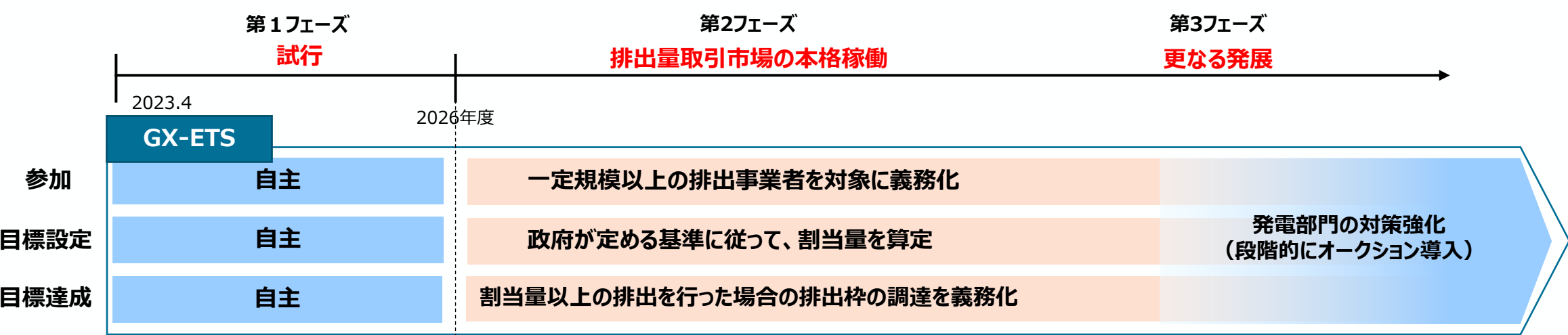
GX推進の観点からGX推進戦略に基づき20兆円規模先行投資支援を行うと同時に、GX投資の促進が特に重要な多排出企業を対象に排出量取引制度を段階的に導入することとしている。

具体的には、

- 2023年度より、自主参加型の枠組みであるGXリーグにおいて、排出量取引制度を試行的に開始。
- 2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化（全量無償で排出枠を交付）。
- 2033年度からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、発電部門について段階的にオークション※を導入。

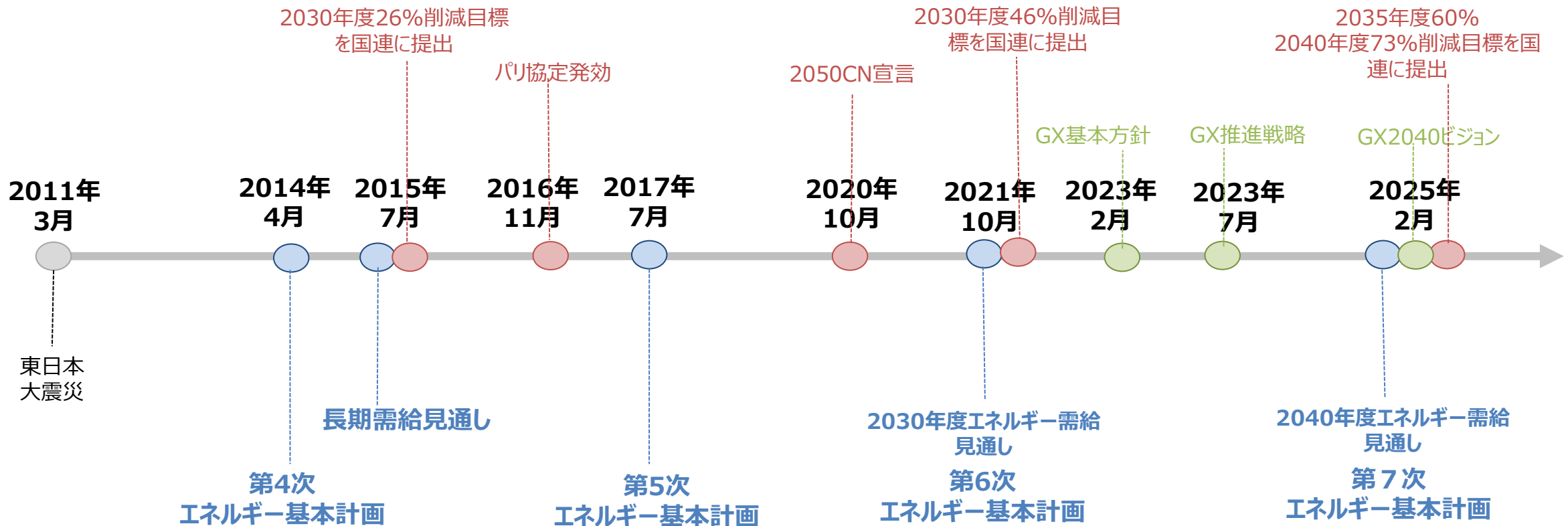
※ 企業に割り当てられる排出枠を無償で交付せず、企業が必要とする分を政府が売り渡す方法。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



エネルギー基本計画の変遷

- エネルギー基本計画とは、エネルギー政策基本法第12条第1項が定める「エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画」を指す。
- エネルギー基本計画は、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更することとされている。



第7次エネルギー基本計画（エネ基）のポイント

1. 基本的な方向性

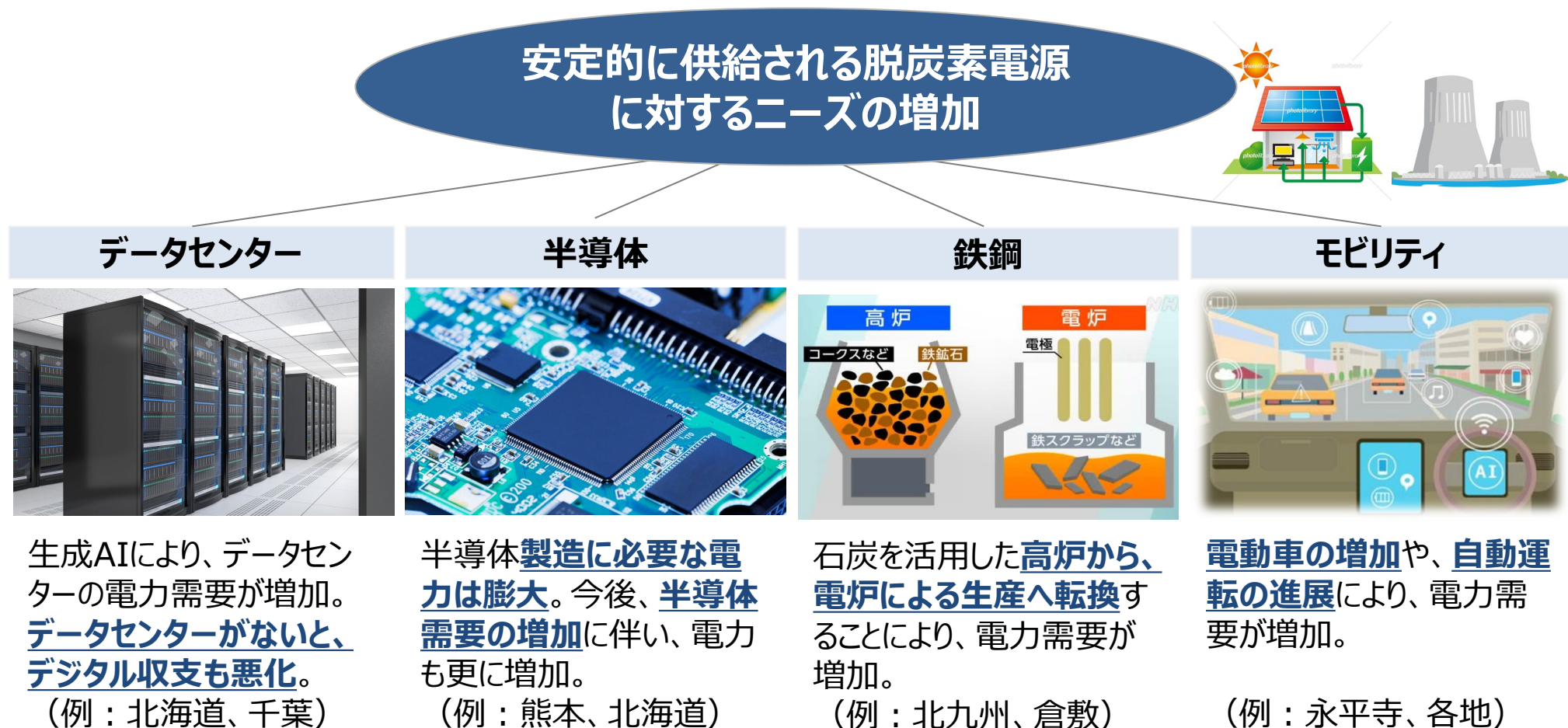
- S+3E(安全性、安定供給性、経済効率性、環境適合性)の原則は維持。エネルギー安全保障に重点。
- DXやGXの進展による電力需要増加。脱炭素電源の確保が経済成長に直結する状況であり、再エネ、原子力はともに最大限活用。
- 再エネを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す。
- エネルギー政策と産業政策を一体的に検討し、「GX2040ビジョン」とも連携。

2. 主要分野における対応

- 再エネは、主力電源として、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入。ペロブスカイト太陽電池は、2040年までに20GW導入。EEZ等での浮体式洋上風力の導入。次世代型地熱等の加速。
- 原子力は、安全性の確保を大前提とした再稼働とバックエンドを加速。「廃炉を決定した事業者が有する原発サイト内」における次世代革新炉への建て替え。フュージョンエネルギーを含めた次世代革新炉の研究開発を促進。
- 火力は、LNGの長期契約確保、水素・アンモニア・CCUS等による脱炭素化を推進。非効率な石炭火力を中心に発電量を低減しつつ、予備電源制度等を不断に検討。技術革新が進まず、NDC実現が困難なケースも想定して、LNG必要量を想定。
- 事業者の積極的な脱炭素電源投資を促進する事業環境整備、ファイナンス環境の整備。
- 省エネ・非化石転換の推進。省エネ型半導体や光電融合等の開発、データセンターへの制度的対応、省エネ設備の普及支援。脱炭素化が難しい分野における水素等やCCUSの活用。自給率向上に資する国産資源開発。
- AZECの枠組みを通じて、多様かつ現実的な道筋によるアジアの脱炭素化を進め、世界全体の脱炭素化に貢献。

経済成長・国民生活には脱炭素電源が不可欠

- 生成AIの登場により拡大が見込まれるデータセンター、半導体、素材産業などの基幹産業は、いずれも我が国の経済成長、地方創生、国民生活に不可欠。
- DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかが我が国の産業競争力に直結する状況。こうした中で、2040年度に向けて、エネルギー基本計画と「GX2040ビジョン」を一体的に遂行していく。



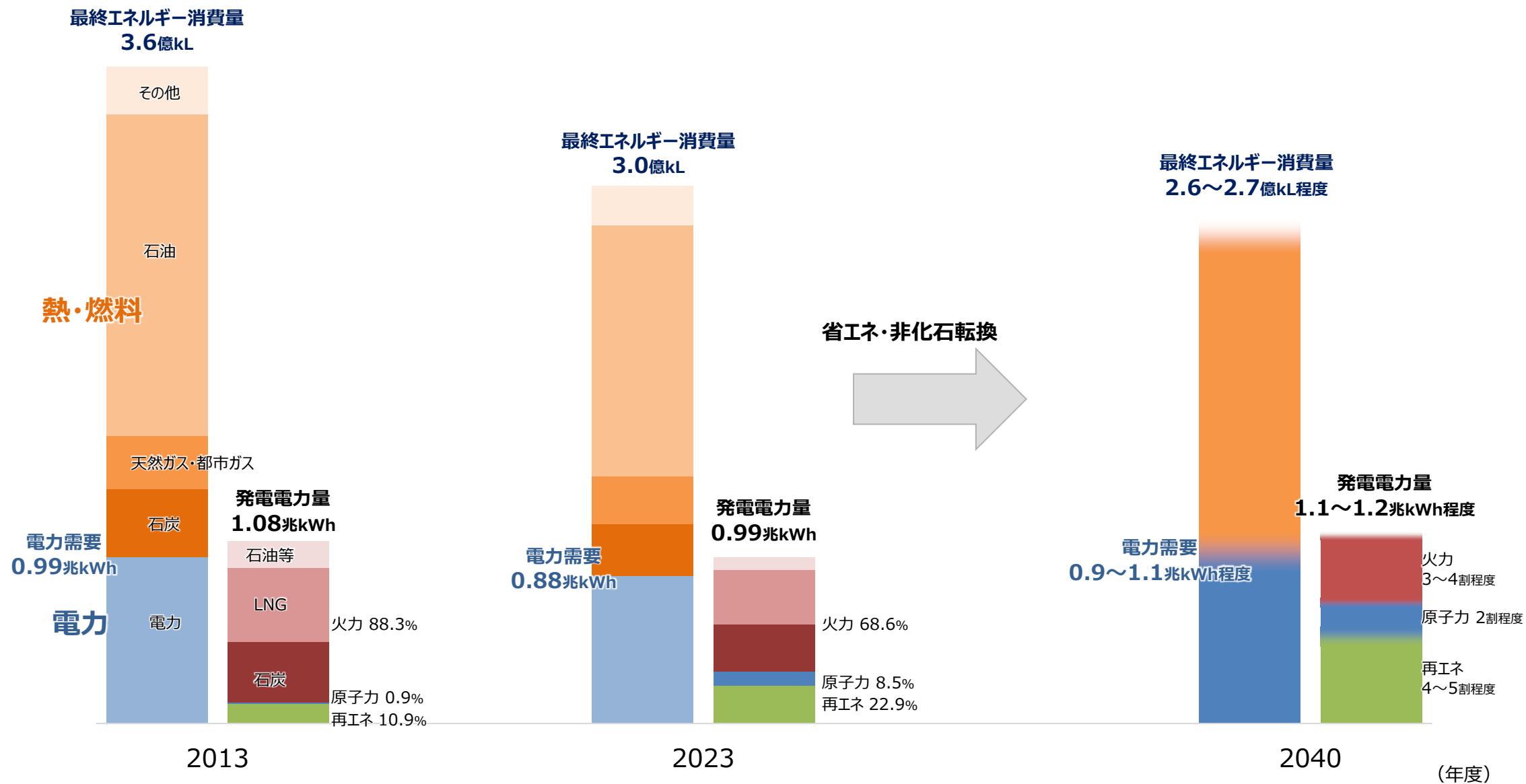
【参考】2040年度におけるエネルギー需給の見通し

- 2040年度エネルギー需給の見通しは、諸外国における分析手法も参考としながら、様々な不確実性が存在することを念頭に、複数のシナリオを用いた一定の幅として提示。

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆 kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
火力		68.6%	3～4割程度
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

(参考) 新たなエネルギー需給見通しでは、2040年度73%削減実現に至る場合に加え、実現に至らないシナリオ（61%削減）も参考値として提示。73%削減に至る場合の2040年度における天然ガスの一次エネルギー供給量は5300～6100万トン程度だが、61%削減シナリオでは7400万トン程度の見通し。

(参考) エネルギー需給の見通し (イメージ)



出典：総合エネルギー統計（2023年度確報）、2040年度におけるエネルギー需給の見通しをもとに資源エネルギー庁作成